

議案第18号 四万十町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

【要旨】

近年、東南アジアなどを中心に、家きん類の間で高病原性鳥インフルエンザが発生しており、このウイルスがヒトに感染し、死亡する例が報告されています。

このような病原性が高く感染力が強い新型インフルエンザの発生・流行は多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動へも大きな影響を及ぼすことが危惧され、国全体の危機管理の問題として取り組む必要があります。

国では、平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、政府行動計画の実効性をさらに高め、新型インフルエンザ発生時や同様の危険性のある感染症に対して、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小限となるようにするため、平成24年5月11日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「法」と言う。）を制定しました。

法では、地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針等に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施、及び当該区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有することとされ、市町村対策本部の必要な事項は条例で定めるとともにインフルエンザ等対策の行動計画を作成することになっています。

このことから、国の示す法施行日（※）に備え「四万十町新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、国及び県、並びに関係機関相互の連携のもと、本町区域におけるインフルエンザ等対策を総合的に推進していく体制を整備する予定であり、本条例の施行日についても法の施行日とするものです。

なお、今後、国において政府行動計画及びガイドラインが示される予定であり、また高知県行動計画が策定された後に、本町行動計画を策定することとしています。

※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行日は公布の日（平成24年5月11日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定めることとしています。

【内容】

新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言（政府公示）がされた場合は、市町村長は市町村行動計画に定めるところにより、直ちに新型インフルエンザ等対策本部を設置する（法第34条）ことが義務付けられており、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどり、関係機関相互の連携強化のもと、的確かつ迅速な対策に万全を期さなければなりません。

新型インフルエンザ等対策本部の長は市町村長をもって充て、副市町村長、教育長、市町村職員等を本部員として置くこととなります。（法第35条）

新型インフルエンザ等対策を実施するための体制及び総合的な推進事項は「四万十町新型インフルエンザ等対策行動計画（仮称）」で定めることとしており、政府及び高知県計画の作成・公表後に策定する予定です。

【一般的経過例】

新型インフルエンザ等の発生

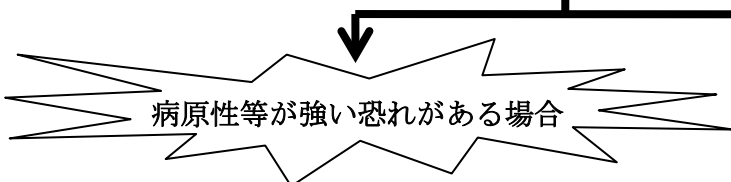
第一段階 海外で発生（病原性が不明な段階）

政府対策本部立ち上げ

（基本的対処方針策定、検疫の実施、特定接種の実施等）



第二段階 病原性も明らかで国内に侵入



緊急事態宣言（政府）

（外出自粛、催し物制限等、予防接種、医療提供等）

市町村対策本部設置

（行動計画に基づき当該区域における総合対策・調整）



緊急事態宣言終了

左記以外

政府本部のみ継続



政府本部の廃止

【四万十町対策本部組織（案）】

（本部長）町長

（副本部長）副町長

（本部長）教育長、庁議メンバー等

（対策本部）各課等

【今後の予定】

平成24年5月 新型インフルエンザ等対策特別措置法 公布
（政令、行動計画の内容等に関する検討）

平成24年12月 高知県新型インフルエンザ等対策本部条例 公布

平成25年3月 四万十町新型インフルエンザ等対策本部条例 公布

平成25年5月 法律の施行（＝町条例施行）

平成25年9月 政府行動計画・ガイドライン策定

平成26年3月 高知県行動計画の策定

平成26年度中 四万十町行動計画の策定

